

議案第53号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成20年 5月12日

三朝町長 吉田 秀光

専決第3号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成20年4月18日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第22号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15) 略 (16) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、 <u>第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の記録事項を証明した書面の交付</u> 1通につき450円  (17) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u> 1通につき350円 (18) 戸籍法 <u>第12条の2</u> において準用する同法第10	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15) 略 (16) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 1通につき450円  (17) <u>戸籍法第117条の4の規定に基づく戸籍の記録事項を証明した書面の交付</u> 1通につき450円  (18) 戸籍法 <u>第12条の2第1項</u> の規定に基づく除か

条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の記録事項を証明した書面の交付 1通につき750円

(19) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1通につき450円

(20) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出(次号の場合を除く。)若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円

(21) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出の受理の証明(上質紙を用いて婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知を証明する場合に限る。) 1通につき1,400円

(22) 略

(23) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 1通につき300円

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第3条の規定に基づく許可申請手数料  
次表のとおり

略

(37) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条

れた戸籍の謄本又は抄本の交付 1通につき750円

(19) 戸籍法第117条の4の規定に基づく除かれた戸籍の記録事項を証明した書面の交付 1通につき750円

(20) 戸籍法第10条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1通につき350円

(21) 戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1通につき450円

(22) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円

(23) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明 1通につき1,400円

(24) 略

(25) 住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 1通につき300円

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第7条の規定に基づく許可申請手数料  
次表のとおり

略

(39) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の

の規定に基づく開発行為の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略
- (43) 略

2 略

別表第1（第6条関係）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第196条に規定する証明
- (2)～(5) 略
- (6) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）第7条において準用する警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第13条に規定する証明
- (7)～(14) 略
- (15) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第87条に規定する証明
- (16)～(19) 略
- (20) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第30条に規定する証明
- (21)～(27) 略

別表第2（第6条関係）

- (1)～(12) 略
- (13) 小規模企業共済法第30条に規定する証明
- (14)～(22) 略

許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略
- (43) 略
- (44) 略
- (45) 略

2 略

別表第1（第6条関係）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第7条に規定する証明
- (2)～(5) 略
- (6) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）第7条に規定する証明
- (7)～(14) 略
- (15) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第92条に規定する証明
- (16)～(19) 略
- (20) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第27条に規定する証明
- (21)～(27) 略

別表第2（第6条関係）

- (1)～(12) 略
- (13) 小規模企業共済法第27条に規定する証明
- (14)～(22) 略

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。